

# 石川県公報

令和 8 年 4 月 3 日

第 1 3 8 9 6 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公 告	
○指定納付受託者の指定 (デジタル推進監室)	1	○救急病院の認定 (医療支援課)	4
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	○救急診療所の認定 (同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○特定農業用ため池の指定の解除について (農業基盤課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○令和 7 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について (くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚) 及びするめいか) の一部変更 (水産課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	公 告	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○入札公告 (戦略広報課)	6
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	7
		○土地改良区の役員就任公告 (同)	8
		公安委員会	
		○少年指導委員の委嘱	8
		監査委員	
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	9

## 告 示

### 石川県告示第125号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定により、同項に規定する指定納付受託者 (以下「指定納付受託者」という。) を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 3 日

石川県知事 山 野 之 義

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
アソビュー株式会社  
東京都品川区大崎 1-11-2
- 指定をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
  - 兼六園  
入園料
  - 金沢城公園  
入館料
  - 石川県立美術館

使用料

(4) 石川県立歴史博物館

入場料

4 指定納付受託者の指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 石川県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ファーマライズ薬局金沢医科大店	河北郡内灘町字大字1丁目1番地	令和8年2月1日
セカンドクリニック	小松市沖町ト13	令和8年3月1日

#### 石川県告示第127号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
ファーマライズ薬局金沢医科大店	河北郡内灘町字大字1丁目1番地	令和8年2月1日
セカンドクリニック	小松市沖町ト13	令和8年3月1日

#### 石川県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
ファーマライズ薬局金沢医科大店	河北郡内灘町字大字1丁目1番地	令和8年1月31日
楠野脳神経内科外科クリニック	小松市土居原町303番地	令和8年3月31日
穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	令和8年3月31日
白山ろく訪問看護ステーション	白山市佐良口123番地	令和8年3月31日
訪問看護ステーション ぬくもり	加賀市山中温泉上野町ル15番地-1	令和8年3月31日

#### 石川県告示第129号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

ファーマライズ薬局金沢医科大店	河北郡内灘町字大字1丁目1番地	令和8年1月31日
楠野脳神経内科外科クリニック	小松市土居原町303番地	令和8年3月31日
穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	令和8年3月31日
白山ろく訪問看護ステーション	白山市佐良口123番地	令和8年3月31日
訪問看護ステーション めくもり	加賀市山中温泉上野町ル15番地-1	令和8年3月31日

### 石川県告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	令和8年3月31日
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	白山ろく訪問看護ステーション	白山市佐良口123番地	令和8年3月31日

### 石川県告示第131号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	穴水訪問看護ステーション	鳳珠郡穴水町字川島夕の38番地	令和8年3月31日
一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	白山ろく訪問看護ステーション	白山市佐良口123番地	令和8年3月31日

### 石川県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
長谷 かほり (かほりレディース接骨院)	野々市市新庄5丁目9番地 KANADEⅢ	令和8年2月28日

### 石川県告示第133号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止

した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

氏 名 (名 称)	所 在 地	廃止年月日
長谷 かほり (かほりレディース接骨院)	野々市市新庄5丁目9番地 KANADEⅢ	令和8年2月28日

#### 石川県告示第134号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
森田病院	小松市園町ホ99番地1	令和8年4月1日	令和11年3月31日
独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院	金沢市沖町ハの部15番地	令和8年4月1日	令和11年3月31日

#### 石川県告示第135号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
三秋整形外科医院	金沢市諸江町上丁320番地	令和8年4月1日	令和11年3月31日

#### 石川県告示第136号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

##### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びそれらの塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類

##### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

##### 3 失効の日

令和8年3月14日

##### 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

#### 石川県告示第137号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第5項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の指定を解除した。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

特定農業用ため池名称	所在地		解除年月日
	市町名	字等	
第2池	金沢市	大菱池町	令和8年3月31日
西谷の池	金沢市	桐山町	令和8年3月31日
前田池	七尾市	柑子町	令和8年3月31日
新池	七尾市	江泊町	令和8年3月31日
田尻池	七尾市	大野木町	令和8年3月31日
辻第4池	七尾市	大野木町	令和8年3月31日
薬師池	七尾市	湯川町	令和8年3月31日
寺ノ裏池	七尾市	湯川町	令和8年3月31日
中村池	七尾市	鶯浦町	令和8年3月31日
大野池	七尾市	庵町	令和8年3月31日
みずほの池	七尾市	佐々波町	令和8年3月31日
出村(1)池	七尾市	佐々波町	令和8年3月31日
出村(2)池	七尾市	佐々波町	令和8年3月31日
竹ヶ谷内池	七尾市	佐々波町	令和8年3月31日
堂上池	七尾市	花園町	令和8年3月31日
浜の池	七尾市	東浜町	令和8年3月31日
山崎第7池	七尾市	山崎町	令和8年3月31日
土ヶ谷	小松市	本江町	令和8年3月31日
東谷池	小松市	五国寺町	令和8年3月31日
三十刈池	志賀町	代田	令和8年3月31日

**石川県告示第138号**

令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びすめいか）（令和7年石川県告示第99号）の一部を令和8年3月2日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

変更後	変更前												
<p>第1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>131.9トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>122.9トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>7.0トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	122.9トン	石川県漁船漁業	7.0トン	<p>第1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>128.7トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>119.7トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>7.0トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	119.7トン	石川県漁船漁業	7.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	122.9トン												
石川県漁船漁業	7.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	119.7トン												
石川県漁船漁業	7.0トン												
<p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p>	<p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p>												

84.5トン  
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	76.5トン
石川県漁船漁業	6.0トン

84.0トン  
2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	76.0トン
石川県漁船漁業	6.0トン

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
メディア&ソーシャルリスニングツール提供業務
- (2) 業務内容  
入札説明書及び仕様書に記載のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者又は契約締結の日までに参加者資格を有する予定の者で、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- (1) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部知事室戦略広報課広聴グループ  
電話番号 076-225-1362
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付、又は電子メールにより交付
- (3) 入札説明書の交付期間  
令和8年4月3日（金）から同月14日（火）までの石川県の休日を定める条例  
（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の受領期限  
令和8年4月15日（水）午前10時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。）
- (5) 開札の日時及び場所  
令和8年4月15日（水）午前10時  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎4階405会議室

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除

## (3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格(予定)のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (4) 契約書の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

## 変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する森林地域の一部変更

区分	変 更 前		変 更 後	
	面 積	県土面積に対する割合	面 積	県土面積に対する割合
森林地域	294,648ha	70.4%	294,638ha	70.4%

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山 野 之 義

市之瀬用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	小 畑 正 廣	加賀市山代温泉幸町49番地	令和8年3月28日
〃	豊 野 修	加賀市山代温泉山背台1丁目28番地	〃
〃	近 安 一 次	加賀市保賀町ソ2番地	〃
〃	東 出 幸 夫	加賀市中代町ハ87番地2	〃
〃	加 納 善 英	加賀市加茂町52の67番地	〃
〃	宮 川 敏 明	加賀市庄町ル103番地1	〃
〃	梶 井 高 平	加賀市森町ルの16番地	〃
監 事	西 出 博 章	加賀市山代温泉39の148番地	〃
〃	北 七 隆 志	加賀市山代温泉17の70番地	〃
〃	中 西 一 篤	加賀市西島町井26番地	〃
〃	北 野 清 峰	加賀市二子塚町ハ13番地	〃
〃	中 嶋 二 三 男	加賀市山代温泉37の102番地	〃

長坂用水土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山村 憲一	金沢市長坂2丁目3番8号	令和8年3月31日
〃	竹村 義信	金沢市長坂1丁目2番18号	〃
〃	石野 裕一	金沢市野田町2丁目260番地	〃
〃	角本 雅成	金沢市泉野出町2丁目13番20号	〃
〃	笠置 忠志	金沢市泉野町1丁目16番30号	〃
監事	田畑 五月	金沢市野田町へ336番地	〃
〃	水橋 長之	金沢市長坂1丁目4番41号	〃
〃	宮田 健一郎	金沢市長坂3丁目8番7号	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月3日

石川県知事 山野之義

市之瀬用水土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	壘野 修	加賀市山代温泉山背台1丁目28番地	令和8年3月29日
〃	加納 善英	加賀市加茂町52の67番地	〃
〃	小西 一司	加賀市保賀町201番地1	〃
〃	東出 幸夫	加賀市中代町へ87番地2	〃
〃	小泉 友樹	加賀市西島町96番地	〃
〃	宮川 敏明	加賀市庄町ル103番地1	〃
〃	北野 清峰	加賀市ニ子塚町へ13番地	〃
監事	前野 英一	加賀市山代温泉39の145番地	〃
〃	北七 隆志	加賀市山代温泉17の70番地	〃
〃	西井 明	加賀市七日市町イ8番地	〃
〃	東 佑喜夫	加賀市上野町子86番地の1	〃
〃	中嶋 二三男	加賀市山代温泉37の102番地	〃

長坂用水土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	新藏 弘明	金沢市若草町10番31号	令和8年4月1日
〃	竹村 義信	金沢市長坂1丁目2番18号	〃
〃	上村 正一	金沢市野田3丁目169番地	〃
〃	野村 一昭	金沢市泉野町5丁目1番7号	〃
〃	山根 喜博	金沢市泉野出町2丁目1番15号	〃
監事	水橋 長之	金沢市長坂1丁目4番41号	〃
〃	瀬藤 義一	金沢市野田2丁目119番地	〃
〃	宮田 健一郎	金沢市長坂3丁目8番7号	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第27号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、令和8年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和8年4月3日

石川 県 公 安 委 員 会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
北山 隆 諸江 隆 油谷 肇 井上 佳一 中田 明秀 草野 哲也 中元 直	金沢市下本多町六番丁15番地1 金沢中警察署生活安全課 電話 (076) 222-0110	金沢中警察署管内
長田 竜夫 吉藤 順恵 的場 定志 柿本 政信	金沢市元町2丁目15番1号 金沢東警察署生活安全課 電話 (076) 253-0110	金沢東警察署管内
新保 公尉 前川 裕幸	金沢市金石本町イ1番地1 金沢西警察署生活安全課 電話 (076) 266-0110	金沢西警察署管内
東野 武子 下口 猛男 米山世津子 山下 紘治 大井良太郎	加賀市大聖寺東町1丁目1番地 大聖寺警察署生活安全課 電話 (0761) 72-0110	大聖寺警察署管内
橋 恵子 椎木 昇 園井 肇 牧 美鈴	小松市上小松町乙163番地の1 小松警察署生活安全課 電話 (0761) 22-0110	小松警察署管内
塚本 茂樹 立野 一正 西田 昌喜	白山市倉光九丁目11番地1 白山警察署生活安全課 電話 (076) 216-0110	白山警察署管内
中村 勇 長谷川 優	河北郡津幡町字加賀爪又40番地3 津幡警察署生活安全課 電話 (076) 289-0110	津幡警察署管内
中畠 義秋	羽咋市旭町ユ20番地4 羽咋警察署生活安全課 電話 (0767) 22-0110	羽咋警察署管内
川淵 正 延命 保夫	七尾市小島町九部4番地5 七尾警察署生活安全課 電話 (0767) 53-0110	七尾警察署管内

### 監 査 委 員

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年4月3日

石川県監査委員	室	谷	弘	幸
同	吉	田		修
同	村	上		勝

同 作 田 有 子

(別紙)

競総第1593号

令和7年9月30日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
レース中にコースの走路照明が消灯し、騎手が落馬するなどの事故が発生した。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	競馬事業局	このようなことが発生しないよう、走路照明の消灯操作は2人体制で相互に確認のうえ手動で行うことを徹底することとしました。

競総第1593-2号

令和7年9月30日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	競馬事業局	このようなことが発生しないよう、競馬事業局内の複数人による請求内容の確認を徹底し、出納事務を執行することとしました。

競総第1593-3号

令和7年9月30日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	競馬事業局	公用車の運行にあたっては、安全運転を徹底するよう改めて注意喚起しました。

石川土第2996-1号

令和7年12月18日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治

治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。</p>	<p>石川土木総合事務所</p>	<p>単価契約を含む随意契約の手続きにおいて担当者が選定した見積徴収者数等の妥当性について、複数人での確認をより徹底しました。</p>

石川土第2996-2号  
令和7年12月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。</p>	<p>石川土木総合事務所</p>	<p>電気料金の算定根拠等を再確認の上、適正な収入事務の執行に努めました。</p>

石川土第2996-3号  
令和7年12月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年11月25日付け石監査第432号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。</p>	<p>石川土木総合事務所</p>	<p>公用車の運行に際しては、交通法規の遵守及び安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し注意喚起を図りました。</p>

生 再 第 7 8 7 号  
令和8年2月25日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>契約事務において、業務委託契約締結に係る支出負担行為何額の積算や執行結果の確認等に適正を欠くものがあった。</p>	<p>生活再建支援課</p>	<p>業務委託契約締結に係る支出負担行為何額の積算については、今回の事例を課内に周知したうえで、複数の職員で支出負担行為何</p>

今後、このようなことがないように十分注意すること。

内容を精査するよう徹底し、今後、同様の誤りがないように十分注意し、適切な支出事務に努める。

執行結果の確認等については、委託事務について、複数人によるチェック機能を強化し、再発防止に努める。

盲学第1083-1号  
令和8年2月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、旅費を過大に支給し、返納させたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	盲学校	旅費の支出に当たっては、外部講師の自宅住所等について、担当者を含めた複数人による確認を行うこととし、チェック機能を強化して再発防止に努める。

盲学第1083-2号  
令和8年2月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
歳入歳出外現金事務において、社会保険料を誤って徴収したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	盲学校	会計年度任用職員の報酬月額等の改定差額を支給する際は、計算に用いた改定前の金額に誤りがいないか支出済の支出命令票等と突合した上で、職員の生年月日や年齢を支出調書の摘要欄に記載することとし、担当者を含めた複数人で確認することを徹底する。

盲学第1083-3号  
令和8年2月10日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
歳入歳出外現金事務において、所得税の控	盲学校	短時間非常勤職員の給与を支給する際は、

除金額を誤ったものがあった。  
今後、このようなことがないように注意すること。

支出調書兼出役表に課税対象額から社会保険料を差し引いた後の金額を記載した上で、源泉徴収税額表を添付することとし、控除額が正しいか担当者を含めた複数人で確認することを徹底する。

金辰高第57号

令和8年2月5日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、除雪車両借上げに係る単価契約の入札手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	金沢辰巳丘高等学校	今年度の同契約において、仕様書等入札手続きの見直しを行いました。 今後このようなことがないように財務規則など関係法令等を熟読、遵守し、再発防止に努めます。

金辰高第57-2号

令和8年2月5日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢辰巳丘高等学校	今後、財産異動があったときは、担当職員はもとより事務職員全員で確認を十分に行い、遅滞なく速やかに報告書を提出するよう適正な事務処理に努めます。

野明高第21-1号

令和8年2月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、ナイター照明設備に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。	野々市明倫高等学校	上半期と下半期2種類の積算様式があり、積算単価等に変更があった場合にはどちらの様式も変更するようにし、上半期・下半期そ

今後、このようなことがないように注意すること。

れぞれ調定する際には前年度より変更がないか、調定起案者以外に事務長・他会計員も確認をすることとした。

また、様式の右下に事務室内での検算確認チェック欄を設け、調定起案者以外の職員（事務長・他会計員2名）も必ず検算確認を行うこととした。

野明高第21-2号

令和8年2月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>支出事務において、別途支給の旅費を誤って支給したものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように注意すること。</p>	野々市明倫高等学校	<p>他団体が開催する研究会等に出張する際は、出張伺に旅費別途支給の有無を確認できるもの（開催要項に明記されていない場合は根拠資料やメール等）を添付するよう周知徹底する。</p> <p>また「別途支給無し」で添付資料に支給について明記したものが無い場合は、担当が本人に直接確認し、「旅費の別途支給」欄に朱書きで確認のチェックを入れ、事務長がチェック記載を確認し押印する。</p>

明特学第104号

令和8年2月18日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>支出事務において、旅費を二重払いしたものがあった。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意すること。</p>	明和特別支援学校	<p>今回の戻入が発生したことについて、今後は、支出命令票の決裁の際には、担当者以外の他の職員が、既に同じ内容の支出がされていないか確認を行い、二重払いの再発防止するように努めます。</p>

障 能 第 6 9 7 号

令和8年2月24日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気使用料の徴収金額を誤り、不足分を追加徴収したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	石川障害者職業能力開発校	今後、国有財産使用許可に係る電気使用料の徴収事務にあたっては、積算単価へのリンクの活用など人的入力誤りを極力排除するとともに、担当、副校長等の複数職員で積算根拠との照合・検算を徹底し、再発防止を図ることとした。

石中セ第3510号

令和8年2月3日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、児童一時保護委託費を二重払いしたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	石川中央保健福祉センター	児童一時保護委託費を二重払いしたことを重く受け止め、内部統制チェックリスト独自取組項目として設定し、支出誤り防止策の徹底を職員に周知したうえで、児童一時保護委託費一覧表に、支出命令起票日・支払予定日の欄を設け入力し、担当者以外の職員のチェックを受け、既に同じ内容の支出がされていないか確認しております。 今後、このようなことがないように、再発防止に努めます。

消学第523-1号

令和8年2月16日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	消防学校	収入の根拠例規等を再確認の上、今後、徴収事務にあたっては、複数職員で根拠・積算に誤りが無いか改めて検算等を行い、再発防止に努めることとした。

消学第523-2号

令和8年2月16日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	消防学校	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は算定に誤りがないことを確認し、適正な収入事務の執行に努めることとした。

金産技第1156号

令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢産業技術専門校	電気料金の算定根拠等について再確認の上、今後は、適正な収入事務の執行に努めます。

能第114-1号

令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、領収した現金の指定金融機関への払い込みが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	能楽堂	現金領収に係る収入事務については、現金取扱員、会計員、出納員による情報共有と財務規則等のルールの徹底を行い、再発防止を図る。

能第114-2号

令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	能楽堂	貸付契約及び使用許可に係る貸付借受財産異動報告については、財務規則第218条に基づき、適正に処理する。

い特学第384号  
令和8年2月24日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、特別支援教育就学奨励費に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	いしかわ特別支援学校	積算用のファイルを作成する際には細心の注意を払うとともに、複数職員での確認を徹底し、ミスの再発防止に努める。

い特学第384号  
令和8年2月24日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、入札指名者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ特別支援学校	伺を作成する際は、必ず「会計事務の手引(赤本)」で見積及び入札徴収者数を確認し、「見積徴収者数等早見表」を添付して決裁途中にも押印者が確認できるようにする。 また、担当者だけでなく事務長も再度のチェックを行うことによりダブルチェック体制の実施を徹底することとする。

動愛第1366号  
令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話料及び通信料に係	いしかわ動物愛	今後は、資金前渡払い時には支払担当者及

る支払手続きに適正を欠くものがあった。  
今後、このようなことがないように十分注意すること。

護センター

び出納員の両者で口座の残高確認を確実に実行します。

また、引き落とし未了時の戻入手続き、及び再度の支払い（納付書等）時の対応等、規則の内容について改めて確認し、出納事務に係る職員に周知徹底を行います。

動愛第1366号  
令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ動物愛護センター	今後は、出納等の通知を確認し、従前の積算根拠をも精査のうえ調定します。

動愛第1366号  
令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、物品購入に係る支出科目を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ動物愛護センター	今後は、支出すべき科目を会計事務の手引き等で精査したうえ、支出します。

動愛第1366号  
令和8年2月27日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ動物愛護センター	今後は、財務規則及び公有財産管理システムマニュアル等に基づき、関係各所との連携を密にし、遺漏のないように努めます。

こと。

動 愛 第 1 3 6 6 号  
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日 付 け 石 監 査 第 551 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

注 意 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
財産事務において、備品台帳への登録が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ動物愛護センター	今後は、財務規則に基づき定期的に備品台帳への登録を確認します。

動 愛 第 1 3 6 6 号  
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日 付 け 石 監 査 第 551 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

注 意 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
財産事務において、パソコンのハードウェア台帳による点検等が行われていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	いしかわ動物愛護センター	今後は、パソコンに係る取扱いの制度変更等を確認し、点検等について遺漏がないように努めます。

南 加 セ 第 8 3 6 号  
令和 8 年 2 月 26 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 30 日 付 け 石 監 査 第 551 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

注 意 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ い て 講 じ た 措 置
支出事務において、資金前渡の精算手続きが遅れたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	南加賀保健福祉センター	今後、担当職員が長期休暇に入るような場合、引継事項のもれや業務の遅延等がないよう十分に確認を行うとともに、日頃から職員間のコミュニケーションを密にし情報共有を一層図ることとした。

小 北 高 第 9 3 号

令和8年2月20日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、高等学校授業料の徴収時期を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	小松北高等学校	県立高校授業料口座振替業務マニュアルを熟読するとともに、異動修正報告書を提出する際は、異動・修正締切日一覧表を確認する。

小教第349-1号

令和8年2月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、物品購入に係る単価契約の入札手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	小松教育事務所	財務規則や会計事務の手引きに加え、会計Q&Aなどについても熟読の上、再発防止に努めます。

小教第349-2号

令和8年2月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 教 育 委 員 会

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、スクールカウンセラーの報酬に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	小松教育事務所	計算用のファイルを操作する際には細心の注意を払うとともに、単価の異なる報酬については、単価を毎回確認してまいります。

河 第 2 3 8 8 号

令和8年2月26日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、別添のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、このとおり実施するよう指導したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
業務運営において、ボートヤード利用料の解約に係る返還が行われていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	株式会社マリンパーク内灘	本件は、確認工程のヒューマンエラー及びチェック体制の不十分さに起因しております。 複数の職員が決裁という形でダブルチェック・トリプルチェックを行っている中で発生したことから、今後の対応策として、チェック必須箇所の統一化等を含むチェックマニュアルを作成することといたしました。

交通第505号  
令和8年2月24日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、別添のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、このとおり実施するよう指導したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
補助金の事務において、補助事業に要する経費配分の変更に係る変更承認申請を行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	小松空港協議会	今回の監査注意事項について、関係職員へ周知するとともに対応措置を共有しました。 今後このようなことがないよう、適宜事業の遂行状況を確認し、必要に応じて変更交付申請を行うことで再発防止に努めます。

公 緑 第 4 2 2 号  
令和8年2月26日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、別添のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、このとおり実施するよう指導したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
指定管理に係る委託料の事務において、収支決算書の支出の計上額に誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	株式会社岸グリーンサービス	経理担当が請求書内容を会計システムに入力する際、税込・税別、費用発生日付を確認し入力することを徹底するとともに、入力内容を経理担当と所長の二人でダブルチェックしミスを撲滅する。

公 緑 第 4 2 2 号  
令和8年2月26日

石川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、別添のとおり団体から措置を講じた旨の通知があり、このとおり実施するよう指導したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
指定管理に係る委託料の事務において、仕様書に定めるレクリエーション保険等に加入していないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	株式会社岸グリーンサービス	体験学習プログラムの実施に当たっては、事前に参加者の怪我等発生に対応するため、レクリエーション保険に加入する。 加入は令和8年1月以降実施するすべての体験学習プログラムを対象とする。



